

県域規制について

ご議論を踏まえての検討①

○ 「地域」をどう捉えるか

法制定当初の「地域」の考え方

法制定当初は、「地域組合は、家族を中心とする消費者の地縁的結合体で組合の地域は組合員の住所の連鎖的結合を必要とする」とされていた。(昭和24年11月24日 厚生省社会局長通知)

- 都道府県域を越えたチェーンストアの展開
- 道路整備・モータリゼーションの進展
- 都市の広域化

現在の地域生協の「地域」と県域規制の問題点

- 約65%の地域生協が都道府県全域を区域としているように、生協の区域は広域化し、地域生協の地域の概念は実質的に変化
- 法制定当初は想定していなかった県境問題が、購買事業の実施に関して発生
 - ・ 県境を超えた店舗や共同購入の利用ニーズ
 - ・ 店舗事業等の購買事業の効率的な展開は県域と一致せず

ご議論を踏まえての検討②

○ 県境問題への対応の必要性

- 接続都府県まで生協の区域設定を認めることにより、購買事業における県境問題は解決

生協の性格

- 県域規制の対象となっている地域生協は「一定の地域による人と人との結合」であり、一定の地域制限をかけることは必要不可欠

対応案

購買事業の実施のために必要と認める場合には、主たる事務所の所在地である都府県の接続都府県まで、都府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できることとしてはどうか。

利用事業

医療・福祉事業の非営利性の徹底

前回までに事務局が提案した方向性

医療事業又は福祉事業のうち、一定のものを実施する生協については、その非営利性を高めるために、以下の措置を講じてはどうか。

- 対象となる事業を医療・福祉ごとに特別の会計として区分して経理(分離勘定)することとし、これら各会計からその他の会計への資金移動は行わないこととする(その他の会計からこれら各会計への資金移動は制限しないこととする)
- 対象となる事業に係る剰余金の割戻しを禁止する
- 対象となる事業の残余財産の帰属先について、国、地方公共団体並びに医療に係るものについては医療法人その他の医療を提供する者、福祉に係るものについては社会福祉法人その他の福祉を提供する者に限定する。(払込済出資額の払戻しは可能とする)

医療・福祉事業を実施する生協の非営利性の徹底について

ご議論を踏まえての検討

○ 共通資産・経費などがある中で、事業ごとに区分することは困難ではないのか。

○ 特別会計を創設するに当たっては、医療事業や福祉事業に係る貸借対照表や損益計算書の作成が必要。その場合、当該財務書類の各科目につき、医療事業に係るもの、福祉事業に係るものへの仕分けを行う。

○ 特に、出資金の帰属先や固定資産、人件費等の共通経費については、一定の合理的な配分基準を設け、それをもとに按分する。

※ 配分基準としては、従事者割合や各事業が使用する面積比、機器の稼働時間等が考えられる。

対応案

医療事業又は福祉事業のうち、一定のものを実施する生協については、その非営利性を高めるために、以下の措置を講じてはどうか。

○ 対象となる事業を特別の会計として区分して経理(分離勘定)することとし、これら各会計からその他の会計への資金移動は行わないこととする(その他の会計からこれら各会計への資金移動は制限しないこととする)

○ 対象となる事業に係る剰余金の割戻しを禁止する

○ 対象となる事業の残余財産の帰属先について、国、地方公共団体並びに医療に係るものについては医療法人その他の医療を提供する者、福祉に係るものについては社会福祉法人その他の福祉を提供する者に限定する。(払込済出資額の払戻しは可能とする)